

令和5年8月

第169回うるま市議会臨時会

# 議案書



沖縄県うるま市



承認第8号

専決処分の承認について（反訴の提起についての議決内容の一部変更について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年8月28日提出

うるま市長 中村 正人

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

### 反訴の提起についての議決内容の一部変更について

令和5年第167回うるま市議会（定例会）議案第33号をもって議決され、承継した反訴の内容の一部を次のように変更する。

別紙物件目録中「黒太線内部分443.99355平方メートル」を「黒太線内部分（ただし⑮を除く。）458.70355平方メートル」に変更する。

別紙物件目録に次のように加える。

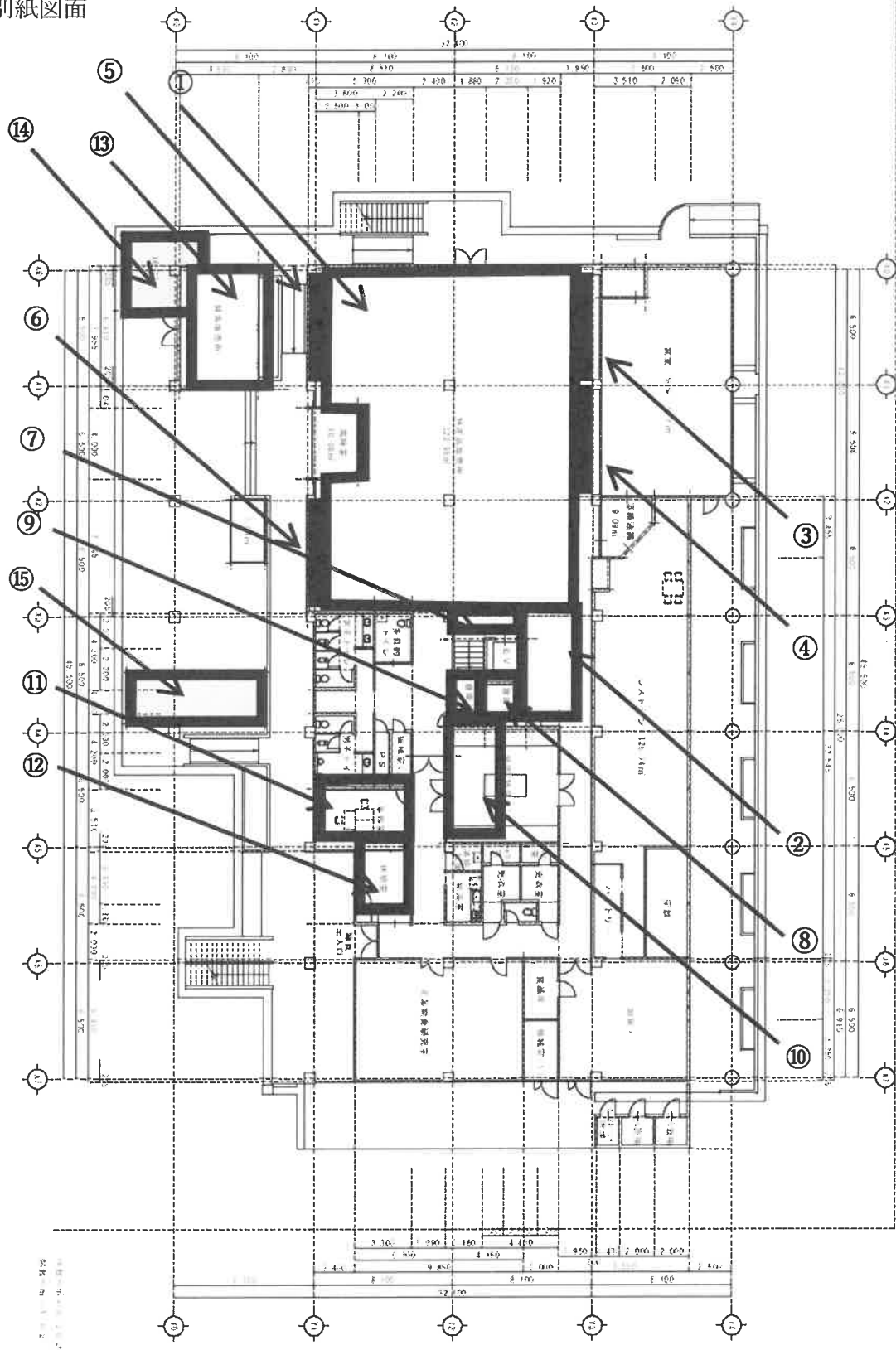
- ⑭ 鮮魚販売所（増築部分） 14.71平方メートル  
（1.68m×4.73m）+（2.42m×2.9m）-0.2544平方メートル（※）=14.71平方メートル  
（※柱部分≒0.5043m×0.5043m）

上記建物に隣接するコンテナ。1階の別紙図面の黒太線内部分⑮24.5936平方メートル

- ⑮ パーラー 24.5936平方メートル  
（3.04m×8.09m=24.5936平方メートル）

別紙図面を次のように変更する。

別紙図面



令和5年6月7日

うるま市長 中村 正



理 由

承継した反訴の訴状における被告のあやはし館の占有部分と現実の被告による占有状況が異なることが判明したため、令和5年6月9日の公判までに議決内容の一部を変更する必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

## 議案第57号

### 訴えの提起について（建物明渡等請求事件）

次のように訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

#### 1 事件名

建物明渡等請求事件

#### 2 当事者

- (1) 原告 うるま市みどり町一丁目1番1号  
うるま市 代表者うるま市長 中村正人
- (2) 被告 うるま市与那城屋平4番地  
株式会社あやはし 代表取締役 ■■■■■

#### 3 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載①から⑭までの建物を明け渡せ。
- (2) 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載⑮に設置されたコンテナを収去し、同目録記載の建物を明け渡せ。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

#### 4 事案の概要

- (1) 令和2年6月16日、有限会社出雲会館沖縄（以下「訴外出雲」という。）は、海の駅あやはし館（以下「あやはし館」という。）の指定管理者として、株式会社あやはし（以下「被告」という。）に対し、あやはし館のうち被告が占有している部分（以下「本件建物」という。）について、利用期間が令和2年3月31日の経過をもって満了したにも関わらず本件建物の占有を続けていることを原因として、あやはし館の設置及び管理に関する条例（平成24年うるま市条例第6号。以下「条例」という。）第4条第3号及び第17条第2項に基づく原状回復請求として本件建物の明け渡しを求めた（以下「反訴」という。）。
- (2) 被告は、当該反訴について、本件建物の所有権の帰属主体はうるま市であり、本件建物の明渡請求権や明渡義務は、仮にそれが発生しているとしても条例に基づくもので公法上のものであり、地方公共団体や指定管理者が原告となって、国民に対し、専ら行政上の義務の履行を求める訴訟を提起することを許容した条文や判例は見当たらないから、「法律上の争訟」（裁判所法（昭和22年法律第59号）第3

条第1項)にあらず、不適法で却下されるべきであると主張した。

(3) 令和4年12月21日、本市は訴外出雲との間で、令和3年2月28日付けで訴外出雲に対して、あやはし館指定管理者の指定処分が取り消されていることを確認する旨等を内容とする和解が成立したことから、反訴原告の地位を承継した。

(4) 上記(2)の主張が認められた場合には、承継した反訴が不適法で却下となることから、本市は別訴として被告に対し、本件建物の所有権に基づき建物明渡等請求訴訟を提起するものである。

#### 5 訴訟遂行の方針

必要がある場合は、訴えの取下げをし、上訴し、又は和解するものとする。

令和5年8月28日提出

うるま市長 中村 正人

#### 提案理由

建物明渡等請求訴訟を提起するには、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を必要とするため提案する。



別紙

物件目録

所在地 うるま市与那城屋平4番地  
構造 鉄筋コンクリート造2階建  
床面積 1階 1140.86平方メートル  
2階 833.82平方メートル

上記建物のうち、1階の別紙図面の黒太線内部分（ただし⑩を除く。）458.70  
355平方メートル

(内訳)

- ① 特産品販売所A 305.84平方メートル  
ただし、風除室を除く。  
( $19.5\text{m} \times 16.2\text{m} - 10.06\text{m}^2 = 305.84\text{m}^2$ )
- ② 特産品販売所B 24.86525平方メートル  
( $6.295\text{m} \times 3.95\text{m} = 24.86525\text{m}^2$ )
- ③ 壁面スペース（食堂側1） 2.665平方メートル  
( $6.5\text{m} \times 0.41\text{m} = 2.665\text{m}^2$ )
- ④ 壁面スペース（食堂側2） 2.665平方メートル  
( $6.5\text{m} \times 0.41\text{m} = 2.665\text{m}^2$ )
- ⑤ 壁面スペース（スロープ側） 2.665平方メートル  
( $6.5\text{m} \times 0.41\text{m} = 2.665\text{m}^2$ )
- ⑥ 壁面スペース（休憩コーナー側） 2.665平方メートル  
( $6.5\text{m} \times 0.41\text{m} = 2.665\text{m}^2$ )
- ⑦ エレベーター前スペース 5.499平方メートル  
( $1.3\text{m} \times 4.23\text{m} = 5.499\text{m}^2$ )
- ⑧ 倉庫A 5.86325平方メートル  
( $2.495\text{m} \times 2.35\text{m} = 5.86325\text{m}^2$ )
- ⑨ 倉庫B 4.6906平方メートル  
( $2.495\text{m} \times 1.88\text{m} = 4.6906\text{m}^2$ )
- ⑩ 倉庫（特産品・農産品） 21.32平方メートル  
ただし、全体の2分の1  
( $6.5\text{m} \times 6.56\text{m} \div 2 = 21.32\text{m}^2$ )
- ⑪ 事務室 20.007平方メートル

$$(3.51\text{m} \times 5.7\text{m} = 20.007\text{m}^2)$$

⑫ 休憩室 13.497平方メートル

$$(4.09\text{m} \times 3.3\text{m} = 13.497\text{m}^2)$$

⑬ 鮮魚販売所 31.75145平方メートル

$$(6.91\text{m} \times 4.595\text{m} = 31.75145\text{m}^2)$$

⑭ 鮮魚販売所(増築部分) 14.71平方メートル

$$(1.68\text{m} \times 4.73\text{m}) + (2.42\text{m} \times 2.9\text{m}) - 0.2544\text{m}^2 (\text{※}) \\ = 14.71\text{m}^2$$

$$(\text{※柱部分} \div 0.5043\text{m} \times 0.5043\text{m})$$

上記建物に隣接するコンテナ。1階の別紙図面の黒太線内部分⑮24.5936平方  
メートル

⑮ パーラー 24.5936平方メートル

$$(3.04\text{m} \times 8.09\text{m} = 24.5936\text{m}^2)$$

以上

別紙図面

